

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
(令和3年3月5日開催)

1 委員

◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みづほ総合研究所 調査本部 首席エコノミスト・本部長代理
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授
(◎は会長)

2 議事

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定により営業時間の短縮を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法第45条第3項の規定により、命令を行うことについて

3 審議会の意見等

特措法第45条第3項の命令を行うことについては、適当である。

(猪口会長)

緊急事態宣言及び緊急事態措置の延長を考慮しなければならないほど、感染症流行が再拡大する可能性があり、人流の抑制を継続する以外に有効な対処方法が見いだせない瀬戸際の現状にある。他の施設は努力をしているところ、特措法45条2項に基づく要請に応じることのない施設に対して、特措法45条3項の命令を行うことは致し方ないと考える。

(太田委員)

改正特措法45条3項に基づく命令の実行については適当であると考える。

多くの都民、事業者の方々の多大なる努力によって、新規感染者数は大きく減少し、医療体制への負荷も一定程度軽減されつつあるが、日本各地で変異株の感染例が報告されており、未だ警戒を怠れない状況が続いている。加えて、足元で新規感染者の減少ペースに鈍化の兆候がみてとれるなど、もう一段の感染抑制に向けた協力をお願いしなければならない局面にあると認識している。

こうした状況下、多くの事業者が時短要請を順守する一方で、一部とはいえ、要請に従わず、今もなお夜間の営業を継続している事業者が存在することは、来客誘因を通じて感染リスクを拡大させるだけでなく、時短要請に応じている事業者との

不公平を生じさせ、緊急事態措置自体の実効性を低下させかねないリスクをはらんでいる。こうしたリスクを軽減する観点から、改正特措法45条3項による命令の実施は適当であると考える。

(大曲委員)

特措法24条9項、および特措法45条2項に対応していただけない場合、対応して頂いている事業者にとって不公平を生じる。また、対応していただけないことによって結果として人流の増加をきたし感染を助長すれば、感染対策に対する事業者・都民の協力自体を無力化する可能性がある。今回特措法45条3項による営業時間短縮の命令につき、弁明の期間中に速やかに当該事業者にご対応頂けることを願う。

(紙子委員)

1 意見

営業時間短縮の要請に従わない施設のうち、客の来店を促すことで飲食につながる人の流れを増大させ、かつ、他の飲食店の20時以降の営業継続を誘発するおそれがあるような施設に対して、特措法45条3項の規定による諮問の内容の命令を行うことは、適切であると考える。

2 理由

緊急事態宣言中でほとんどの施設が時短営業等の要請に応じているが、現状では新規陽性者数の減少傾向が鈍化し、接触歴不明者数の増加比も前週より増加している状況にあり、これまでより一層の感染拡大防止策をとる必要が生じている。

現在、高齢者施設、病院での施設内感染が増えており、積極的疫学調査も難しい感染者規模でとなっており、対策が難しくなっている。施設等での感染増加の前に飲食店等での感染が増加するという調査結果もある。誰しも感染対策を取っていても、高齢者や医療・介護従事者に感染させてしまうリスクはある。したがって、飲食店等の時短営業・酒類提供の時間制限を広く徹底させることは、疫学的な知見に照らして、やむを得ない必要な営業の制限であると考える。

これまで要請を受けている施設には、飛沫感染リスクは低いが人の接触減や人流の増大防止のために時短営業を継続している事業者・施設も多数ある。平等原則からも、上記のような施設に対しては、次の段階の命令を発することが必要であると考える。

なお、対象施設に対しては、法の趣旨説明、現地確認、指導助言を実施しており、命令の前に弁明の機会も付与され、「正当な理由」の検討の上、命令が出されるのであって、適正手続の保障にも配慮されている。

よって、諮問の命令を行うことは適切であると考える。

(濱田委員)

東京都の新規感染者数は減少傾向にあるが、3月を過ぎてから減少傾向の鈍化が顕著になっている。また、医療機関のひっ迫状況は改善しているものの、これは第3波以降に病床確保数を増加させた状況下のものであり、病床確保数を第3波以前に戻した場合は、再びひっ迫がおこるものと予想される。

こうした状況に加えて、今後は感染力の強い変異株の拡大も予想されるため、東京都としてはさらに強い措置をとり、現在の流行を抑制する必要がある。

とくに、都内の盛り場などへの夜間の人出は増加していることから、飲食業などの夜間時短営業の「要請」を強化し、この「要請」に応じない施設には「命令」を行うことが必要と考える。

以上の理由により、夜間8時以降に営業を継続している飲食業等を対象に、特措法45条3項による営業時間短縮の「命令」を行うことは妥当と判断する。